

子産の政治論（九）

山岡利一

1 礼治と法治

中国の古来政治の形態に関する説は二つある。それは徳治主義と法治主義とであることは歴史が明確に証明している。

徳治主義とは為政者が自らの徳を以って民を統治せんとする主義であつて、文公が敬は徳の聚なり、能く敬すれば、必ず徳有り、徳以って民を治むとは此の間の消息を物語っている。

文公曰敬徳之聚也能敬必有徳徳以治民（論語公冶長篇）

為政者が命令を下さずとも、人々が自然にその徳に感化せられ、悪を去って善に移り世が平和になる。換言すれば、無為にして治まることをその理想とするものである。論語に徳治主義の理想像として舜を挙げて賞讃して次の如く陳述している。無為にして治まるものは其れ舜か、夫れ何をか為す。己を恭しうして正しく南面するの

み」と。

無為而治者其舜也与夫何為哉恭己正南面而已矣（論語衛公）

とあるが、正しく、これは徳治政治の理念ともいふべきである。此の主義は孔孟以来の主張するところである。為政者の幸福を中心とする法家の法治主義と対蹠的な政治思想である。その徳治主義のあり方として、

政を為すに徳を以てす。譬へば、北辰の其所に居て衆星の之に共（と）うが如し、

為政以德譬如北辰居其所而衆星共之（論語為政篇）

と。徳治の法治に優れる所以を力説している。

それに対して法治主義がある。法家の主張するところである。その説く所は法律を重じて道徳を軽んじ、礼樂を排し、刑名法術を主とし之を行う政治を帝王の道とする。それは、王の統治権の絶対性を否定し、法律に準拠する政治を主張する近代市民國家の政治原理

でもある。法治は法家より出づと言はれてゐるが、その「法家は理官より出づ、信賞必罰、礼制を輔く。易にいう、「先王は以て罰を明らかにし法を飭す」(易經)これはその長ずる所である。刻者はこれを為すに及べば則ち教化無く、仁愛を去り、専ら刑法を任じて治を致さんと欲し、至親を残害し、恩を傷け、厚を薄くするに至る。」(漢書芸文志)

法家蓋出於理官信賞必罰以輔礼制易曰先王以明罰飭法此其所長也及刻者為之、則無教化去仁愛專任刑法而欲以致治至於殘害至親傷恩薄厚(漢書芸文志)

更に、法家は嚴にして恩少し。然れども、その君臣上下の分を正すも改むべからずと

法家嚴而少恩然其正君臣上下之分不可改矣(司馬談、論六家要旨文)

四庫提要の子の法家類には、

刑名の学は周季に起り、その術、聖世の取らざるところと為す。

然れども遺篇を流覽し法戒を兼資し、管仲諸家を餽れば、刻薄寡恩の非を知るべし、彼の前車に鑒み、即ち端に克ち本を治むる所以なり、曾鞏の所謂その籍を滅さず、乃ち放絶に善き者か、凝嶮の編む所に至っては疑獄を闡明し、桂兵の録する所は祥刑(詳刑の意で刑罰に是を用い慎重にする)を矜慎し、並に義は平を取持し、道は教を資弼し

類從して録すと雖も均しく法家に録す。然れども議を立つること同じからず。心を用うること各異なり、虞延の欽恤(平を恤し)において亦裨有るに属す。是をもって仍は旧史に準じて此の一家を録す、と。

刑名の学起於周季其術為聖世所不取然流覽遺篇兼資法戒觀於管仲諸家可以知刻薄寡恩之非豈彼前車即所以克端治本曾鞏所謂不滅其籍乃善於放絶者歟至於凝嶮所編闡明疑獄桂兵所録矜慎祥刑並義取持平道資弼睦類從而録均録法家然立議不同用心各異於虞延欽恤亦属有裨是以仍準旧史録此一家焉(四庫提要法家類)

以上に拠つて法家の輪廓を把握することが出来たであろう。然れども法治家は一系統の学派を成爲せし時は甚だ晚く、蓋し慎到・尹文・韓非より以後なるも、法治主義の起源は甚だ早く、管仲子産は確かに已にその萌芽たり。正確に言へば、

法治家成爲一有系統之学派為時甚晚蓋自慎到尹文韓非以後然法治主義則起源甚早管仲子産確已萌芽(梁啓超、先秦政治思想史)

法治主義は春秋の中葉より起り、戦國に逮んで大盛となり、その然る所以は皆社会現象の千古絶異に縁り一大革命勃発し、隄眉に迫る。故に當時の政治家は此の時勢に應ぜざるを得ずして救済の道を講ず。鄭の子産刑鼎を鑄す。晋の叔向之を難んず。子産曰く、不才、子孫に及ぶ能はず。吾以て世を救う。救世の一語は當時の政治家の唯

一の精神と謂うべきである。蓋し一種の方便法門たるを識る。(方便とは天子親侯は南面して治めるから法令の出入する所をいう)

法治主義起於春秋中葉速戰國而大盛而其所以然者皆緣社会現象と前古絶異一大革命之起迫於周禮故當時政治家不得不此時勢以講救済之道鄭子産辨刑晉叔向難之子産曰僑不才不能及子孫吾以救世也救世一語可謂當時法治家唯一之精神蓋識為一種之方便法門也(梁啓超、中国法理學發達史論)

礼治と法治との關係を以上略述したのであるが礼治にしろ法治にしろ何れも救世救國は為政者の純真な意圖や保身より出たものでその方法論たることを知る。その理想論と現実論の相違のあることは認めざるを得ないのである。

2 礼治より法治へ

子産の政治理念は卒去の年(魯公二十年)の言にみる事が出来る。それは子産、子大叔に謂いて「我死せば、子必ず政を為さん。唯だ有徳者のみ能く寛を以てて民を服す。その次は猛に如くはなし。それ火は烈、民望みて之を畏る故に死するもの鮮くなし、水は懦弱、民狎れて之を翫ぶ則ち死するもの多し、故に寛は難し」と。

我死子必為政唯寛有徳者能以寛服民其次莫如猛夫火烈民望而畏之故

鮮死焉水懦弱民狎而翫之則多死焉(春秋左傳明公二十年)

孔子も「政治は寛緩なれば民は狎侮し、狎侮せば、猛烈に取締る。猛烈なれば民も残忍になり、残忍なれば政治を緩にして寛大を示す。寛は猛を濟ひ、猛は寛を濟ひてここに政治は以て調和す」と評している。仲尼曰善哉政寛則民慢慢則糾之以猛猛則民殘殘則施之以寛寛以濟猛猛以濟寛政是以和(春秋左傳明公二十年)だが秩序を保ち國家的面目を保つために加えられる制裁は屢々、私情を挟み公平を欠き主観的になり政治の破綻を將來することになる。そこで客観的制裁こそ望ましいといふ観点から子産は刑律を客観的ならしむためにその条文を鈔して國民に明示することになったのである。

刑書を鈔る。即ち子産は法治を用いて礼治の救世主義に代替したのである。伝(魯公六年)に言う「三月、鄭人、刑法を鼎に彫りつけたり、(刑書を鼎に彫りつけた)叔向、子産に書を送らむ。(書は遺書)それは次の如し、始め、吾、子を準度して己の法と為す。(法は民である子産を準度して自分の法と今止む、昔、先王、事を計りて裁き、規定したる罰を立てざりしは、民に争心の起るを恐れたればなり。)(甲を計って刑を決め、予め法の起るのを恐れたからである)それにも拘はらず、猶ほ惡事を防止し得ざりし故に、防止するに(防は)義を用ひ、挙ぐるに政治を用ひ(糾は革)身を行うに礼を用ひて、立場を守るに信を用ひ、人を養うに

(尊は)仁を用ひ、禄と位とを定め教に従う者を勸奨し(教に従うも)刑罰を厳格にし淫なる者を威嚇し猶ほ不充分なるを懼れ民に誠実を教へ身の行を畏懼させ(威は懼)、各自の務を諭し、和を以て使ひ(使は得民を)敬をもつて之に臨み、威威もつて事に命じ、然かも罪を裁くに恩愛の情を棄てて之を行ひたり(前説、即ちは、さり)。王公は聖哲に、卿大夫は明察なり(上は金玉、官。は卿大夫なり)。賊実なる諸官の長、慈愛深き民の師(取捨)を求む。民ここにおいて任使すべく、禍乱を生ぜず。民刑辟有るを知らば、則ち上を忌れず(上を畏れず)皆争心有りて文書に微し(微り)罪を免るるれば微幸なるも(孔融に法を作つて文章に書くが、猪犯すところものは必ずしも法とびつたりするとは取らない、争心を生ずるによつて操伴にも上平に偽りをするによつて害部はあるので免れることができない)統治するを得ず。夏、乱政ありて禹刑作られ、殷、乱れて湯刑作られ(夏、禹の法を作らした)、周、乱政ありて九刑作らる。(九刑とは刑の書名で九とはそれは中関は九州から成立していたので中関全国に知行するべき刑という意味である)三刑法の興りしは始めて陸盛に赴く世に起らざるが、衰世に向つての時なり。今、吾子、鄭国を相けて封洫を改め(魯公三十一年にある)民の非難を浴びたる悪制度を設け、三代の末法を模倣し(三代を倣すといふのは、三代の末法を用うることであらう。正統に、このころに逃びている。魯公致を)定め書を彫りて民を靖んせんとせしむるも亦難からざるにあらざるや。

詩(詩經)の(に)曰く「かの文王の徳に則りて、日に四方の国を靖んぜん」(詩經周書に文王は法をもつて銀式となる)とあり、又「かの文王に則りて、四方の国人詐らず」(詩經大雅に、文王は法を作つて天(下の人々に假せられた)字は假なり)かくの如きは、何の刑か要らむ(そのわけは唯法と信とをとも)。鎗刀の末、尽く言ひ争はむ(鎗刀の末とは小(争に論じて)訴訟滋、多く(乱取とは括弧で即)賄賂並び行はれ、吾子の世終らば、鄭、朽ち果てん。吾聞く、國の滅亡せんとするや、必ず改注多からん。今の鄭のことを言ひしならん。子産、復書して、次の如く言へり。

吾子の言の如し(復は報・道)吾不才なるも、子孫に及ぶ能はず。吾以つて世を救はん。命を承けざるも敢へて大恵を忘れん。(取向の誤(誤)は)古の政、何を以つて異ならんや。ここに旨あり、昔、土を

趙鞅の刑を鼎に鑄せしを仲尼これを駭りしは、この伝文の如し、刑の輕重は民に知らしむべからず。李悝の法を作り、蕭何の律を制して天下に頒き兆民に懸けたり。秦漢以來これを能く革むる者なし、今これを觀るに、一日も律無かるべからざるを當と爲す。吏、古に及ばず、民昔の是たると偽る。聖人法を作るも遠きを經る能はず(經る)古の政、何を以つて異ならんや。ここに旨あり、昔、土を

須ち國を建つ。邑を作るに卿大夫に命じ、諸侯奕世(無怠)相承け、大夫も亦子孫絶えず、皆、國は我が土たり、衆も実に我が民たるを知る。自ら愛吝の心ありて殘敗の意を生せず。故に法を設けて刑を待ち、事に臨んで罪を讞するを得、予め民に告げ、今より常に怖懼を懐く。

仲尼、叔向その刑書を鈔するを讞刺せり、秦漢以來天下統一し、長吏、時をもつて代を選せり。その民、復、己が有に非ず、懦弱なれば、殿負となり、強猛ならば、稱讖(公卿)なる。且つ疆域(田境)闊達にして戸口滋、多く、大群、千里にあまり、上県、万をもつて数へられ、豪橫(おごり、ほし)なる者、邦邑を陵陷(あなどり)し、桀健なる者、閭里に雄張(はく勢力)せり、故に漢世の酷吏、刑誅に專任せり。或は情を肆誕にし殺戮を好み、不撓の威を成す。衆に違ひ己を用ひ、予測し難き知を表はし、殘骸を積み罪を滿し、血を流し野を赤くし、國都に至りては蒼鷹(白たかほ荒々しい鳥のて、)に号せられ、延年(長生)して屠伯の名(屠者の頭、屠者の長、やた)を受けたる者、復、その殺伐を信じ、その縦舎を任せ、必ず變常を喜怒し、愛憎、意を改め、法を作りて以つてこれを齊へざるを得ず、衆に宜し、これに令し犯すところには条に當つ。法をもつてこれを処斷し、疑ひて決する能はざれば、則ち之を上府に讞(罪を取り、)す。故に万民以つて察

するを得て天下以つて治まり、聖人、法を制して善からざるにあらす。古、今に移すべからず(是は移である)今人の爲すところ能く聖ならざるなり。以つて用に周きに足る。所謂、民に親しみ、教を設け、時に遭ひ宜しきを制したりとは此道を謂うなり」

正義曰：予鈔刑書而叔向實之遺缺鈔刑罪而仲尼讖之如此伝文則刑之嚴重不可使民知也而李惲作法適何道律頒於天下懸於兆民秦漢以來莫之能革以今觀之不可一日而無律也爲當吏不及古民僞於昔爲是聖人作法不能逕遠古今之政何以異乎斯有旨矣古者分地建國作邑命家諸侯則奕世相承大夫亦子孫不絶皆知國爲我土衆實我民自有愛吝之心不生殘敗之意故得設法以待刑臨事面讞罪不須予以告民自今常懷怖懼故仲尼叔向所以讞其鈔刑書也秦漢以來天下爲一長吏以時遷代其民非復己有懦弱則爲殿負強猛則爲稱讖且疆域闊達戸口滋多大群竟余千里上県數以万計豪橫者陵陷邦邑桀健者雄張閭里故漢世酷吏專任刑誅或乃肆情好殺成其不撓威：違衆用己以表難測之知至有積骸滿野流血丹野郵都被蒼鷹之号延年受屠伯之名若復信其殺伐任其縱舍必將喜怒變常愛憎改意不得不作法以齊之宜衆以令之所犯当条則斷之以律疑不能決則讞之上府故得万民以察天下以治聖人制法非不善也古不可施於今今人所作非能聖也足以周於用所謂親民設教遵時制宜謂此道也

(春秋為伝正義卷四十三)

この一篇の議論は即ち封建時代に礼治あり、諸侯も累世相承け、大夫の子孫絶えることなく、國は我が土であり、衆は実に我が民であ

る。刑法を需めるなく、時勢の變遷に迫^{せま}られて、酷吏の殺戮するを好み、ために種々の流幣(昔から伝へた幣)を免れない。だから法を作つてこれを齊しうせざるを得なかつたのである。大衆に宣し、更に之に令したるのは法治が此の時代性を証明することが出来る。「刑書を鼎に鑄す」とは杜氏は刑書を鼎に鑄すると訓みなし、若干の条文を規定したのは國人に向つて意志を公開するためであつた。彼は金屬に鑄したわけは二つの意義がある。一つは改竄することが出来ないし、一つは容易に毀滅することは出来ないためである。後人が鉄の紀律と同様であると形容するものであるが、それは改移することが出来ないからである。胡適の中國哲学史大綱にいう「子産の金刑は又極めて粗笨な刑罰である」と。

子産的金刑是極笨の刑罰 (胡適中國哲学史大綱)

胡氏はこの金屬の意義に對して大いに体会(よく領べても)を欠いてゐる。彼は頻頻たる移動を用いないならば、それは粗笨である。欧州のローマ法も亦、十二銅表に鑄してゐる(金屬をとかして砂型に流しこんで國物を造る)、それは必ず金屬をもつてこれを鑄してゐるのは子産とその意味は同じである。子産は西紀元前五百八十二年より同五百二十二年までに(紀元前)あり、ローマ法は西紀元前四百五十年、相去ること幾かに約百年である。思い掛なく中國と欧州とは計らずもあい。唯だ子産は又彼の利用していた広場の間に陳列して一般の國人の覬覦に供した。

梁啓超は成文法の公布であるといふのは、最も確かに當つてゐる。これは治法を變更した事情を叔向は聞いて、駭怪(おどろき)の念を引き起し、得き及んでこれを責めた。又この舉動は破天荒であることを証明することが出来る。梁氏の先秦政治思想史に言う「法家に一系統の学派をなすものもあるも、時甚だ遅く、慎到・尹文・韓非子より以後法治主義の起源は甚だ早く、管仲・子産は確かにその萌芽なり。」だがこの層を区分すれば、管仲は軍政と經濟の方面に偏重したし、子産は完全に政治を建て直した。二人の同じからざる点は又夫々地勢によつて然ら使しめたのである。管仲は表面には男性的な局勢に処し、広い土地、大衆は自然、富強に従つて發展したし、子産は列強環りに逼つた中心地に処し、疆域は狭小、公族は凶惡横道を擅にし、地方は秩序なく、隨時乱を招き覆亡するに充分であつた。政治を整えて發展に従つた。法治は管仲に較べて専ら優れてゐる。春秋は三代の余影を受けてゐる。かようのわけで礼治は中國の傳統的なものとなつた。傳統的統治の古法を變更しようとした。遠大な眼光がなければ容易に到達出来ないものである。そこで子産はよく潮流の趨勢を審かに察したのである。此の時代になつて礼治は群衆を駕馭(秤分を懸)するに足りない。そこで一つの救濟的弁法を想ひ起した。これは真に政治の大革新家たるに愧じない。叔向は既に多くの腐爛した古い習慣について言つてゐるが、駁斥する

価値がない。「僂不才にして、子孫に及ぶ能はず、吾は以て世を救はん」と。(春秋左氏伝、昭公六年)、大變な深意がある。法治の礼治に代替したのに関して、我國の稷積陳重の理論があるが、「それには原始社会は礼治社会なり、凡そ宗教道德習慣法律は悉く挙げて諸礼儀の中に包まれていて勿論何れの社会も皆礼治は法治より先んず。これは古代史及び竊地探險記に徴して記して見るべきものなり。中国古代、礼は徳をなす形をいう。礼は行為の有形的規範、道德の外に表現したるものなり。社会発表の初期に當って民智蒙昧(理かで愚)、抽象の原則に依る能はず。以てその行為を規制し故に日用行習の共同生活者に最も適應するものを取り、具体的儀容(みじまい、礼)を設け、これに遵拠(したがひ)せしめた。則ちその社会の安寧を保ち、秩序の發達を助くるに最も力あり、故に、上、君臣父子兄弟夫婦朋友より下、冠婚喪祭、宮室衣服飲食器具、言語容貌進退に逮ぶまで凡そ一切の人事、大となく、小となく悉く礼の範圍に納入し、それ、礼の範圍のその広大さは此の如し。この原始社会に在りてその人民は未だ秩序ある生活に慣れず、これをもってこれを制裁して甚だ有効なりしは、至つて見易し。かの社会の確立に及んで知識稍々進み、人各々よく事物の性質に應じ適宜の自治行為をなし、復、器械形式をもってこれを制取(制約と同じ、相手を支配し)し固定の礼儀を取ること無し。或は却つて人文の進化と反比例を成し、これ礼治の弱して

敵れたる所以なり。(梁啓超、中國法學史)此の語は社会的原始状態と社会群治の推進に對して説いているが、一部の理由がある。惟、一部の理由は礼治の弱局点に對してである。その弱して敵れたのをいうのである。意義も尙お未だ全く足りないが、若し果して中國の語に關して礼治の潛勢力數千年來、滄海、夾縫、(夾縫、狭い隙のこと)は依然として存在し、此の観点の上にあつて現在礼治と法治二つに從つてこれを言い開くことが出来る。中國の礼治は三代の遺留である。これを保守するものは即ち儒家である。孔子は儒家の領導者(指導者)である。春秋の法治の萌芽の時に當つて彼は却つて極端に主張せず。恆に礼治・法治の二つを提出して比較してきた。これは「これ(民)を導くに政を以つてし、これを齊するに刑罰をもってし、民は刑罰を免れて恥づることなし。これ(民)を導くに道德をもってし、之を齊うに礼を以つてし、恥あつて且つ格らん」(道之以政齊之以刑民免而無恥道之以德齊之以礼有恥且格(論語爲政))、道德と政刑とを區別して國を治める利害をいう。中國の政教一致の理を知ることが出来る。民免れて恥じることはない、とは当然到らずして恥有つて正すことあるに比して、又いう「政は正なり」。(論語爲政)子、帥いならば、誰が正しくるのに正をもつてしたないであろうか。大方、己を正して後、人を正す。自分を整して物を率いることが出来る。根本に從つて養成したのは積極的であつた。賈誼の治安策五にいう

「凡そ人の智は能く已に然るを見るも、將に然るを見る能はず。それ礼は將に然るの前を禁じ、法は已に然るの後を禁んず。」

凡人の智能見已然不能見將然失礼者禁於將然之前法者禁於已然之後

(前漢書卷四十八)
(百官志第十八)

第一に社会の各々を良くせんとして礼治を求めたのであるが、これは法家の為すことの出来ないところである。法治に至っては礼治の窮したところを濟い。当然群治推進の世に適合しているのである。これは又韓非子の説を証明することが出来る。韓非子の言に「今、不才の子あり、父母これを怒るも改を為さず。郷人これを讒むるも動を為さず。師長(先生と)これに教うるも変を為さず。父母の愛、郷人の行、師長の智をもってしても終にその醜毛すらも動かさず、改めず、官兵を操り、公法を推し、姦人を求索して後、恐懼してその節を變へ。その行を易う」(今有不才之子父母怒之不為改卿郷人讒之不為動師長教之弗為變夫以父母之愛郷人之行師長之智而終不動其醜毛不改操官兵推公法而求姦人然後恐懼變其節易其行矣)(韓非子五蠹篇)これは社会道德の墮落の表徴である。危害を防止し秩序を保持しようとしてこの有効な制裁を利用することが出来ず、消極的にこの社会の中に道德を極めた人をあらしめ、此の機械化の中に納れようとしている。これは儒家の希望せざるところであるが、然かも中国において子産が法治を肇始(もとめ)してから影響は戦国に

及んで、法家はこれより踵を接して起り法治は当時の効率において極めて大きく、儒家の孟子・荀子等が起つて来たが、終にその企圖を掃蕩(かきぬ)し、有効の手段を強くするに足りない。秦の如きは商鞅を用いたのは即ちその明らかな証拠である。ただ儒家の将来に残缺を抱守して職志としたが(職志とは職務)道德仁義を主旨とし楽しんで英才を育てることを職務とし、責任をもって何が肝要であるかを比較し、發展は当然なことだが何が偉大であるかを比較し、一たび漢(炎帝とは漢は火徳の運を受け、その時代になると勢力は膨服して百家姓は劉氏であるから「漢」をいふ)の時代になると勢力は膨服して百家争鳴の学を馳け、儒術を専ら尊ぶことを定め、法家はこれより亦没落してしまった。だが国家は政治を離開(はなれる)することは出来ない。学統は儒家のために専一にされ、政權も亦儒家のため操持せられた。太史公の六家を談じた要旨にいう「儒家は博きも要寡く、勞すれども功少く、是を以って、その事は尽く從ひ難く、然れどもその君子父子の礼を序し夫婦長幼の別を列して易うべからず」それは潮流(時勢のなりゆき)趨勢に適合しない。儒家の曲諱(曲げごと)することとは出来ない。仁愛の目的があるが、法律の手段はない。当然効果を収める可能性はない。ここにおいて又法治の一部分を助け、経術を文飾することを借らないわけにはいかぬ。甚しきは春秋の疑獄とすべきもの三百篇は諫書(諫書をしる)に当るべきものが有ったという

ことである。なかば論語の天下を治むべきもの、竟に唐虞を高峻する(あたりかまわ)程に紛擾し、上、三代の理想政治の間を推すと、所謂漢より以後、真正正銘の法治はなく、ここに至って始めてである。数千年の礼教の潜勢力は専ら儒家に頼りこれを保全し、その深長の原因はまた此に在るのである。現在礼教の存在を証明することは、再び礼治・法治の二者にいくつかの衝突の例を挙げることが出来る。孟子の載せているものに「桃応問うて曰く、舜、天子となり、皋陶、士となる魯瞽人を殺さば、則ちこれ如何」孟子曰く「法を執るのみ」然らば則ち舜禁せざるか、曰く、「それ舜、悪んぞ得て之を禁ぜん。それ之を受くる所有らん(法によつて天が罪人)」然らば舜これを如何せん。曰く「舜、天下を棄つること。猶ほ傲隘(破れた)を棄つるがごときを視る。竊かに父瞽瞍を負ひて逃げ海浜に違ひて処り、身を終うるまで欣然として楽しみて天下を忘れん」(孟子意)

「桃応問曰舜為天子皋陶為士瞽瞍殺人則如之何孟子曰執之而已矣然則舜不禁歟曰夫舜惡得而禁之夫有所受之也然則舜如之何曰舜視棄天下猶棄敝屣也竊負而逃遵海濱而処終身辭之然棄而忘天下」(孟子意)

これに由つて觀ると、皋陶は判官で法を執つて処するだろうが、舜はこれを禁止しない。これは法治を維持し、舜は天下を棄てて父を負いて逃れた。これは礼教を維持したのである。この二者の衝突

の中にあつて孟子はこれがため一非法を想い出し、雙方をして弊を無からしめた。これは礼教が窮らず窮らざる例証である。又唐代の徐元慶の父・梟尉のため殺され、元慶は刀を手にして父の仇に身を縛せられ、罪に帰せられたが如きは当時の表彰すべきか誅すべきかを議したことについては殊に断定し難いのである。礼治・法治の二者の衝突を齎した韓愈は礼経に拠つて言うに「義は天を同じうせず法令に徴せば人を殺せし者は死せしむ」義不同天徴法令則殺人者死(昌黎先生集三)柳宗元言う「その表彰すべきを誅せばここに濫といひ刑を顯すこと甚し。その誅すべきを表彰せば、ここに佔(古と向して輕)といひ礼を壞はすこと甚し」誅其可旌茲謂濫刑甚矣旌其可誅茲謂僭壞礼甚矣(柳河東集卷四)

此の二つ儒家の議論に由つてこれを觀察すると、礼・法の二者は依然として輕重(優劣)はない。これは又礼教の窮りなく、破れない一つの例証である。中国は儒教の礼教化に対して牢固に過ぎる程、保守してきた。機械化の法治に対してまだ發展を盡すことが出来ない。司馬光いう、「士果して道義を知らば、自ら法律と合す。」これも亦中国数千年來の一つ弱点を持った最大の原因がある。だから今日の情勢を形成したのである。しかし子産は伝統的礼を打破したが、ただ彼の政治才能は卻て儒家・法家の二者の長所を施有していた。彼の主旨は主に道德に在るが他の手段は卻て法治に在った。彼

は条文をば公開し被治者（人馬）をして遵循（がう）せしめず、為政者も亦法の外に逃る所はなかつた。これは彼の貴賤平等の救世主義であつた。（太史公の六段を指す、法政は亂政を別けず専ら法に斷ずる）彼は叔向に答へた救世的、「世」の字は広義で一莖爾（い）の鄭国で、これはこの世の字に似合わないが、總括（とら）めである。語の意は時代性を指して言つたものであることがわかる。子産の対処した時代は封建制度の世で貴族尊横の世で「礼は庶人に下らず、刑は大夫に上らず」（礼不下庶人刑不上大夫「礼庶ぬれ上」）これは貴族が礼治を利用して彼等の伝統的保障をなしたところである。此の不平等の弊害は子産の最も心痛したところで毅然決然として為政者のいまだ嘗て行わない所であつて人の敢えてなさないところをなし、行きつくところは貴族の敵対の方面に在つて貴族と抗拒（きんかう）した。常人以上の大胆さがあるばかりでなく、更に上下千古の特別な認識を持っていた。伝にいう「大人の忠儉なる者（即大夫の忠實に）は従ひて之に与へ、奢侈なる者は困りて之を斃す」（春秋左伝）これは優勝貴族の表徴（たしな）である。彼は子皙を殺し、その屍を周氏の衢道に棄し、その罪状を木に書いて、その屍の上に加えて懲儆（ちやうけい）を現わした。一貴公子を処置してこのようになったのは、その法治の精神を想見することが出来る。当時の封建制度はまだ推殷（きん）されてないが、人道上にありては確かに能く平衡に到達され、救世は一時を救うことが出来

るばかりでなく、更に後世の世をも救うことが出来、惜しかな、それ故、後人は此の旨を明らかにせず、一切の刑律を民衆に瞭然たらしめることが出来ない。酷吏はその曲筆（ひがし）深文（しんぶん）を肆にし、箠刑（たいけい）の下で情に任せて殺戮を好み、自然法律を視て蛇蝎の如きとなし、良法厚情があつても施すところなく、現在その上、これを往吏に徵する必要もなく清より以前に論じたのは大清律例書（ていせいりよ）である。例えば内容を案（あ）ずれば、至つて繁密（はんみつ）である。これを覈（くわ）くすことは容易でない。清朝は民間にその書を置くことを禁じた。所謂法を守らんとして法を守るべきものはない。今、時代の傾向は法治が全地球に遍くゆきわたり、始めて法治が国家の重要な地位を占めていることがわかつたのである。苟も法治が無ければ、人々は野蠻の部落として視なそうとしている。法治は苟も公開することなく、民権が苟くも保障が無ければ、人も亦、国家制度の不完全を譏るのである。嗚呼、法治を國大夫は既に一千年以前に發明し、この世界にあつてどの法治國も此の時より先んずるものはない。法治の鼻祖となす。誰が之に異論をはさむものがあるか。

注 引用文は文語、説明文は口語である。

（完）